
総務省 情報通信政策局 放送政策課

ご担当者 さま

件名にかかわる意見を添付します。よろしくご処理ください。

送信者

株式会社 和歌山放送

〒640-8577 和歌山市港本町3丁目3番地

別紙

頁	行	意見の対象となる箇所	意見
全体			地方ブロック向けデジタルラジオ放送に広域帯を割り当てるなど地域情報の重要性に配慮しており、総じて評価できる内容である。
14頁	表中央、上段	については……	ブロックの地域性や参入希望者の意見を踏まえ国が定めるのが適当と考える。
16頁	最終行から	「開始5年後に90%以上の世帯カバーを実現すること」を例えば、事業参入の際の条件にすること等により制度的に確保することも考えられる。	膨大な設備投資が必要になる事業で具体的な数値を示すことは適切でないとする。地域間の格差が生まれないよう配慮しつつ、事業者間の計画に委ねるべきである。
23頁	下から2行以下	新たな周波数割り当て方法の検討 (2)「地方ブロックの扱い」	基本的な周波数の割り当ては、国が各ブロック間の調整をしていただきたい。実際の申請については各地方ブロックの事業計画を考慮しながら、準備ができたブロックから順次処理する枠組みを考えてもらいたい。
30頁	25行から	NHKのが有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することも考え……。	NHKの技術面を含めたノウハウはメディアの普及発展に重要な役割を果たすとみられる。NHKと民間の協力体制の構築を希望したい。
31頁	23行から28行	地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から基本的には緩和の方向が適当である……。	新たな放送が立ち上がるわけだから、基本的に緩和の方向には賛成である。ただ、既存の放送事業者と新規参入事業者との間で公平性の確保が必要となるのは言うまでもない。
41頁	11行以下	国内規格の統一の可否 マルチメディアの技術方式のあり方については……	地方ブロック向け放送について1の技術方式とすることに賛成だが、全国向け放送についても同一の方式にすることが受信環境整備を容易にし、受信機の低価格にもつながり、受信者の利便性を高めることで普及を促進できると考える。